

（かじ取装置）

第269条の2 かじ取装置（ハンドルバー方式のものを除く。）の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第65条の3の告示で定める基準は、当該一般原動機付自転車は衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であることとする。

- 2 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。